

一 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案

目次  
第一章～第六章 （略）

第七章 企業会計の基準の特例  
第一節 指定国際会計基準（第九十三条・第九十三条の二）  
第二節 修正国際基準（第九十四条・第九十四条の二）

第八章 （略）  
附則

目次  
第一章～第六章 （略）

第七章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）

第八章 （略）  
附則

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）により作成する場合若しくは第四条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この項及び第一条の三第二号において同じ。）により作成する

現 行

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャ

場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。」の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3 2  
（略）

企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの（第九十四条において「特定団体」という。）が作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する。

1～5 （略）

（適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第一節の定めるところによることができる。

1～2 （略）

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（うち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際

ツシユ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。」の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3 2  
（略）

企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

1～5 （略）

（適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによることができる。

1～2 （略）

（新設）

「基準特定会社」という。)が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができる。

一 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行つてること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

## 第七章 企業会計の基準の特例

### 第一節 指定国際会計基準

(指定国際会計基準に係る特例)

第九十三条 指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準(国際会計基準(国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第九十四条において同じ。)のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。)に従うことができる。

(指定国際会計基準に関する注記)

第九十三条の二 指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表には、

(会計基準の特例)

## 第七章 企業会計の基準の特例

### (新設)

第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準(国際会計基準(国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第九十四条において同じ。)のうち、公正かつ適正な手続の下に作成され、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。同条において同じ。)に従うことができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表には、

は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

## 第二節 修正国際基準

### (修正国際基準に係る特例)

第九十四条 修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

### (修正国際基準に関する注記)

第九十四条の二 修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

### (新設)

- 次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一・二 (略)
- 三 特定会社に該当する旨及びその理由

### (新設)

### (新設)

改 正 案	現 行
<p><b>様式第一号</b></p> <p>【セグメント情報】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前当期純利益若しくは税金等調整前当期純損失、<u>当期純利益若しくは当期純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失</u>のうち、適当と判断される科目的金額をいう。10. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p>	<p><b>様式第一号</b></p> <p>【セグメント情報】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前当期純利益若しくは税金等調整前当期純損失又は<u>当期純利益若しくは当期純損失</u>のうち、適当と判断される科目的金額をいう。10. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>9. ~12. (略)</p>

二 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案

目次

第一章～第五章 （略）

第六章 企業会計の基準の特例

第一節 指定国際会計基準（第九十三条・第九十三条の二）

第二節 修正国際基準（第九十四条・第九十四条の二）

第七章 （略）

附則

目次

第一章～第五章 （略）

第六章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）

第一節 指定国際会計基準（第九十三条・第九十三条の二）

第二節 修正国際基準（第九十四条・第九十四条の二）

第七章 （略）

附則

現 行

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益

正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

## 2・3 （略）

### （適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第一節の定めるところによること。

### イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当

半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてい

計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

## 2・3 （略）

### （適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

### イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当

半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

ること。

二　□　(略)

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行っていること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第六章　企業会計の基準の特例

第一節　指定国際会計基準

(指定国際会計基準に係る特例)

第九十三条　指定国際会計基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表

(新設)

二　□　(略)

第六章　企業会計の基準の特例

(新設)

(会計基準の特例)

第九十三条　特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び

の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(指定国際会計基準に関する注記)

第九十三条の二 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

第二節 修正国際基準

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 特定会社に該当する旨及びその理由

(新設)

(修正国際基準に関する特例)

第九十四条 修正国際基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

(修正国際基準に関する注記)

第九十四条の二 修正国際基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 修正国際基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨
- 二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

(新設)

三 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案

目次  
第一章～第五章 （略）

第六章 企業会計の基準の特例  
第一節 指定国際会計基準（第八十七条・第八十七条の二）  
第二節 修正国際基準（第八十八条・第八十八条の二）

第七章 （略）  
附則

目次  
第一章～第五章 （略）

第六章 企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条）

第七章 （略）  
附則

現 行

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これららの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これららの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。

以下同じ。）により作成する場合若しくは第八十八条の規定により修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の適用を受けるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

## 2・3 (略)

### (適用の特例)

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第一節の定めるところによることができる。

一次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。）の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年

以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものとし、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

## 2・3 (略)

### (適用の特例)

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。）の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載

度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。次条第一号において同じ。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてること。

二　（略）

二　（略）

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行

者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてること。

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第六章　企業会計の基準の特例

第一節　指定国際会計基準

（指定国際会計基準に係る特例）

（新設）

第六章　企業会計の基準の特例

している場合に限る。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてること。

（新設）

第八十七条 指定国際会計基準特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

第八十七条 特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(指定国際会計基準に関する注記)

第八十七条の二 指定国際会計基準に準拠して作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

第二節 修正国際基準

(修正国際基準に関する特例)

第八十八条 指定国際会計基準に準拠して作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 特定会社に該当する旨及びその理由

(新設)

(新設)

(新設)

(修正国際基準に関する注記)

第八十八条 指定国際会計基準特定会社が提出する中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 修正国際基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

改 正 案	現 行
<p><b>様式第一号</b></p> <p>【セグメント情報】 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失、中間純利益若しくは中間純損失又は親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失のうち、適当と判断される科目的金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>6. ~9. (略)</p>	<p><b>様式第一号</b></p> <p>【セグメント情報】 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>6. ~9. (略)</p>

改 正 案

（監査報告書等の記載事項）

第四条（略）

2 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3（21）（略）

22| 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、一

現 行

（監査報告書等の記載事項）

第四条（略）

2 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3（21）（略）

（新設）

（新設）

第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

(新設)

五 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>第十八条 連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する場合又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法によることができる。</p> <p>第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が第十八条の規定により内部統制報告書を作成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施される監査証明は、金融庁長官が必要と認められる監査に関する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従つて実施することができる。</p>	<p>第十八条 連結財務諸表規則第九十二条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する特定会社が連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する場合及び米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法によることができる。</p> <p>第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二に規定する特定会社及び米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が第十八条の規定により内部統制報告書を作成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施される監査証明は、金融庁長官が必要と認められる監査に関する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従つて実施することができる。</p>
2 (略)		

六 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行
目次	
第一章～第七章 (略)	第一章～第七章 (略)
第八章 指定国際会計基準特定会社の財務諸表 (第百二十九条・第一百三十条)	第八章 特定会社の財務諸表 (第百二十九条・第一百三十条)
第九章 (略)	第九章 (略)
附則	附則
(指定国際会計基準特定会社の特例)	
<p>第一条の二の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「<u>指定国際会計基準特定会社</u>」といふ。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していきれない場合に限り、第八章の定めるところによることができる。</p>	
一・二 (略)	一・二 (略)
(特定会社の特例)	
<p>第一条の二の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「<u>特定会社</u>」といふ。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第八章の定めるところによることができる。</p>	
一・二 (略)	一・二 (略)
(指定国際会計基準特定会社の財務諸表の作成基準)	
<p>第一百二十九条 指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第一章から第六章までの規定による。</p>	
<p>2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。</p>	
(特定会社の財務諸表の作成基準)	
<p>第一百二十九条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第一章から第六章までの規定による。</p>	
<p>2 特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。</p>	

(会計基準の特例に関する注記)

第一百三十条 指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一・二 (略)

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

(会計基準の特例に関する注記)

第一百三十条 指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一・二 (略)

三 特定会社に該当する旨及びその理由

七 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
目次	目次
第一章～第五章 （略）	第一章～第五章 （略）
第六章 指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表 第八十三条・第八十四条	第六章 特定会社の四半期財務諸表（第八十三条・第八十四条）
第七章 （略）	第七章 （略）
附則	附則
（適用の特例）	（適用の特例）
第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。	第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。
一・二 （略）	一・二 （略）
第六章 指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表	第六章 特定会社の四半期財務諸表
（指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表の作成基準）	（特定会社の四半期財務諸表の作成基準）
第八十三条 指定国際会計基準特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。	第八十三条 特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。
2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成することができる。	2 特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

(会計基準の特例に関する注記)

第八十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 特定会社に該当する旨及びその理由

八 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
目次	目次
第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (略)
第六章 指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）	第六章 特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）
第七章 (略)	第七章 (略)
附則	附則
(適用の特例)	(適用の特例)
第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。	第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。
一・二 (略)	一・二 (略)
第六章 指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表	第六章 特定会社の中間財務諸表
(指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表の作成基準)	(特定会社の中間財務諸表の作成基準)
第七十四条 指定国際会計基準特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。	第七十四条 特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。
2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成することができる。	2 特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成することができます。

(会計基準の特例に関する注記)

第七十五条 指定国際会計基準に準拠して作成した中間財務諸表には、  
次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一・二 (略)

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

(会計基準の特例に関する注記)

第七十五条 指定国際会計基準に準拠して作成した中間財務諸表には、  
次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一・二 (略)

三 特定会社に該当する旨及びその理由

九 会計の統一に関する規則（昭和四十年大蔵省令第六号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。</p> <p>なお、<u>指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）</u>により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は（18）のiにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について（30）のd又はfにより要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b～d (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 事業の内容</p> <p>a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において常まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（<u>指定国際会計基準又は修正国際基準</u>により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。</p> <p>なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(28)・(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要</p> <p>a 最近連結会計年度及び（61）ただし書により四半期連結貸借対照表（<u>指定国際会計基準</u>により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結</p> <p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。</p> <p>なお、<u>特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）</u>が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b～d (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 事業の内容</p> <p>a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において常まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（<u>指定国際会計基準</u>により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。</p> <p>なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(28)・(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要</p> <p>a 最近連結会計年度及び（61）ただし書により四半期連結貸借対照表（<u>指定国際会計基準</u>により四半期連結財務諸表を作成した場合（<u>特定会社</u>が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定す</p>	

貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間 (四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。) 又は中間連結貸借対照表 (指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合 (中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) 又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合 (中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間 (以下この様式において「最近連結会計年度等」という。) における業績及びキャッシュ・フロー (指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。) の状況 (キャッシュ・フローの状況については、

(64) ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。) について、前年同期 (前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。) と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b (略)

c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目 (収益に関する項目等。d、e 及び f において同じ。) と連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項 (当該差異の概算額等。d、e 及び f において同じ。) を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度 (当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。) の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 (平成 14 年内閣府令第 11 号) 附則第 3 項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法 (e 及び f において「米国基準」という。) により連結財務諸表を作成した提出会社 (d において「米国基準適用会社」という。) が、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表 (最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 d において同じ。) を (60) の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

る四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。) 又は中間連結貸借対照表 (指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合 (特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間 (以下この様式において「最近連結会計年度等」という。) における業績及びキャッシュ・フロー (指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。) の状況 (キャッシュ・フローの状況については、(64) ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。) について、前年同期 (前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。) と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b (略)

c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目 (収益に関する項目等。d において同じ。) と連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項 (当該差異の概算額等。d において同じ。) を記載すること。ただし、連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 (平成14年内閣府令第11号) 附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により連結財務諸表を作成した提出会社 (d において「米国基準適用会社」という。) が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表 (連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 d において同じ。) を (60) の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則 (第七章及び第八章を除く。) により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

e 修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下fにおいて同じ。）を(60)のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

(31)～(58) (略)

(59) 経理の状況

a (略)

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e (略)

f 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

また、連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

g～i (略)

(新設)

(新設)

(31)～(58) (略)

(59) 経理の状況

a (略)

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e (略)

f 特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

g～i (略)

(60) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63) 及び(64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65) において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c (略)

(61) (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益

(60) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに持分変動計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63) 及び(64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

- b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65) において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c (略)

(61) (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益

計算書」と記載すること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) (略)

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいづれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

(66) ~ (84-2) (略)

(84-3) 修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後的内容及びその旨を記載すること。

(85) ~ (87) (略)

計算書」と記載すること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) (略)

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

(66) ~ (84-2) (略)

（新設）

(85) ~ (87) (略)

改正案	現行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10 第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15 第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10 第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。（b）及び（c）において同じ。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) (略)</p> <p>e (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10 第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15 第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10 第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（提出会社が特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。（b）及び（c）において同じ。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（提出会社が特定会社であって、中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) (略)</p> <p>e (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が特定会社であって、連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、</p>

<p>四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b) 及び (c) において同じ。) を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要 (四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 (当該次の事業年度に係る中間貸借対照表 (提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。) を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要 (中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(e) (略)</p> <p>f・g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b) 及び (c) において同じ。) を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要 (四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 (当該次の事業年度に係る中間貸借対照表 (提出会社が特定会社であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。) を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要 (中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(e) (略)</p> <p>f・g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は（18）のiにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意（30）のd又はfにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</p> <p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</p> <p>ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下（13）において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及</p>	<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</p> <p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</p> <p>ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下（13）において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期</p>

び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(14) (略)

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(12) により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(16) ~ (26) (略)

結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(14) (略)

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(12) により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(16) ~ (26) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（p）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合はその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(9) • (10) (略)</p>	<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（p）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合はその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(9) • (10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。（63）において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。（63-2）において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、<u>指定国際会計基準又は修正国際基準</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。（45）において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(41) ~ (46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47) (bを除く。)から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。)から(52)までに準じて記載すること。</p> <p>c~f (略)</p> <p>(48) ~ (63) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。（47）のbにおいて同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。（63）において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則又は<u>指定国際会計基準</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。（45）において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(41) ~ (46) (略)</p> <p>(47) 貢財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p>b 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47) (bを除く。)から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。)から(52)までに準じて記載すること。</p> <p>c~f (略)</p> <p>(48) ~ (63) (略)</p>

(63-2) 修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(64)～(66) (略)

(新設)

(64)～(66) (略)

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18) の h により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18) の i により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(a)、(c) 及び (i) については、「第 4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るもの（括弧書きを併せて記載し、(g)、(h) 及び (m) については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るもの）を記載し、(n)、(o)、(p) 及び (q) については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第 4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るもの）を記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b~e (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>a 当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 1 条の 2 に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18) の h により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(a)、(c) 及び (i) については、「第 4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るもの（括弧書きを併せて記載し、(g)、(h) 及び (m) については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るもの）を記載し、(n)、(o)、(p) 及び (q) については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第 4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るもの）を記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b~e (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>a 当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p>

- b (18) の h により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（c、d及びeにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- c 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- d (18) の i により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- e 提出会社が第1四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。
- (7) 事業等のリスク
- a 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断

b (18) の h により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

（新設）

（新設）

## （7） 事業等のリスク

- a 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断

断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(8) ~ (17) (略)

(18) 経理の状況

a (略)

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。  
また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第 83 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30) により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下 (18) において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第 87 条及び中間財務諸表等規則第 74 条第 2 項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第 88 条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f・g (略)

h 連結財務諸表規則第 1 条の 2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第 24 条第 1 項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第 1 条の 3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第 24 条第 1 項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものと記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連

ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(8) ~ (17) (略)

(18) 経理の状況

a (略)

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第 83 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30) により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下 (18) において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第 87 条及び中間財務諸表等規則第 74 条第 2 項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f・g (略)

h 特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第 24 条第 1 項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(新設)

(19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものと記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る

結果計期間に係るものと記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものと記載すること。

d 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものと記載すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものと記載すること。

g・h （略）

(20)～(36) （略）

(37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

ものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものと記載すること。

d 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものと記載すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものと記載すること。

g・h （略）

(20)～(36) （略）

（新設）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。 (a) ~ (s) (略) b・c (略) (6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (7)・(8) (略) (9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。 b (略) (10) ~ (23) (略) (24) 経理の状況 a・b (略) c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。 e・f (略) (25) 中間連結財務諸表 a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借</p> <p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。 (a) ~ (s) (略) b・c (略) (6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (7)・(8) (略) (9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。 b (略) (10) ~ (23) (略) (24) 経理の状況 a・b (略) c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 d 特定会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 e・f (略) (25) 中間連結財務諸表 a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結</p>	

<p>対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを見記載すること。</p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(26) ~ (43) (略)</p> <p>(43-2) 修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載</p> <p>修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p> <p>(44) ~ (46) (略)</p>	<p>損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを見記載すること。</p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(26) ~ (43) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(44) ~ (46) (略)</p>
---	--

	改 正 案	現 行
（親会社等となる者）		
第三十八条の三 令第十五条の十六の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものに係る場合におけるものを除く。）とする。		
一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社		
二 指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの		
三 修正国際基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの	（新設）	
四 外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの		

(関連会社等となる者)

第三十八条の四 令第十五条の十六の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものを除く。）とする。

一 財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社

二 指定国際会計基準において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

三 修正国際基準において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

四 外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

(関連会社等となる者)

第三十八条の四 令第十五条の十六の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものを除く。）とする。

一 財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社

二 指定国際会計基準その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）            (日本工業規格A 4)            (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 関係会社の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当期末現在の関係会社（第177条第6項に規定する関係会社その他業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。<u>(3)及び(4)において同じ。</u>）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(3) 「関係内容」欄には、親会社、子会社又は関連会社等<u>（関係会社のうち、親会社又は子会社のいずれにも該当しないものをいう。）</u>の別を記載すること。</p> <p>(4) 関係会社の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。）を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>	<p>別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）            (日本工業規格A 4)            (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 関係会社の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当期末現在の関係会社（第177条第6項に規定する関係会社その他業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(3) 「関係内容」欄には、親会社、子会社又は関連会社等の別を記載すること。</p> <p>(4) 親会社、子会社、関連会社等の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）をいう。）を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） (日本工業規格A 4) (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 一般的な事項 (1)～(3) (略) (4) この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書又は<u>指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行</u>により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。 (5) この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は<u>指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行</u>により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 (6) この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書又は<u>指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行</u>により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 (削る)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 最終親会社及びその子法人等の経理の状況 (1)～(4) (略) (5) この報告書に記載し、又は添付する四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は<u>指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行</u>に従い作成されたものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） (日本工業規格A 4) (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 一般的な事項 (1)～(3) (略) (4) この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書又は<u>指定国際会計基準等</u>により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。 (5) この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は<u>指定国際会計基準等</u>により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 (6) この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書又は<u>指定国際会計基準等</u>により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 (7) この様式において「<u>指定国際会計基準等</u>」とは、<u>指定国際会計基準その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 最終親会社及びその子法人等の経理の状況 (1)～(4) (略) (5) この報告書に記載し、又は添付する四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は<u>指定国際会計基準等</u>に従い作成されたものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

改 正 案

現 行

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十三条の十一 令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社）のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十三条の十一 令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社）のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

改  
正  
案

現  
行

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十二条の九 銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこち當該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十二条の九 銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこち當該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

十三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改  
正  
案

現  
行

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第一百十三条の五 令第十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法による作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第一百十三条の五 令第十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

改  
正  
案

現  
行

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第九十五条の五 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこち當該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第九十五条の五 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこち當該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

改  
正  
案

現  
行

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第五十条の四 令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社）のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこち當該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第五十条の四 令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社）のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によるこどができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財

配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)

務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

2  
二 (略)